



# ローム・コーポレートガバナンス・ポリシー

2015年11月

**ローム株式会社**

# 【目次】

## 序章 総則

第1条（ローム・コーポレートガバナンス・ポリシーの目的）

第2条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方、基本方針）

## 第1章 株主の権利・平等性の確保

第3条（株主の権利・平等性の確保）

第4条（株主総会）

第5条（資本政策に関する基本方針）

第6条（株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針）

第7条（関連当事者間の取引）

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

第8条（行動規範の策定・実践）

第9条（社会・環境問題への対処）

第10条（内部通報制度）

## 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

第11条（情報開示と透明性）

#### **第4章 取締役会等の責務**

- 第12条（取締役会の役割・責務）
- 第13条（取締役会の構成）
- 第14条（取締役及び監査役の役割・責務）
- 第15条（取締役の報酬）
- 第16条（取締役・監査役の資格及び指名手続）
- 第17条（兼職）
- 第18条（取締役会の実効性）
- 第19条（取締役及び監査役のトレーニング）

#### **第5章 株主との対話**

- 第20条（株主との対話）

#### **第6章 その他**

- 第21条（改正）

## 序章 総則

### 第1条（ローム・コーポレートガバナンス・ポリシーの目的）

ローム・コーポレートガバナンス・ポリシー（以下、「本ポリシー」という）は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を踏まえたうえで、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、基本方針等を示すことを目的として策定する。

### 第2条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方、基本方針）

1. 「企業目的」「経営基本方針」（別紙1）などの目的・方針を実現するため、常に最良のコーポレートガバナンスを追求する。
2. 企業が、お客さま、お取引先さま、従業員、株主・投資家の皆様、社会・地域の皆様等の全てのステークホルダーに支えられた存在であるとの認識に基づき、企業の運営及び行動が公正性、健全性、透明性に根ざしたものでなければならないと考え、ステークホルダーの立場に立って、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値を最大化することをコーポレートガバナンスの基本的な考え方とし、以下の基本方針に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。
  - (1) 株主を始めとするステークホルダーと適切に協働するとともに、ESG（環境・社会・統治）の課題に適切に配慮・対応する。
  - (2) 株主の権利を尊重し、平等性を確保するとともに、中長期的な視点を有する株主との間で建設的な対話に努める。
  - (3) 会社情報を適時・適切に開示し、透明性を確保する。
  - (4) 取締役会等の役割・責務を明確にし、適時適切に開催し、迅速な意思決定を行うとともに、社外役員が独立した客観的な立場から積極的に意見を述べ、取締役会による業務執行の監視・監督機能を確保する。

## 第1章 株主の権利・平等性の確保

### 第3条（株主の権利・平等性の確保）

1. 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行い、その権利行使が妨げられることのないよう配慮する。
2. いずれの株主にも株式の持分に応じて平等に対応し、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示を行う。

### 第4条（株主総会）

1. 株主総会が議決権を有する株主によって構成される会社の最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話の場であることを強く認識し、株主の視点に立って、適法かつ適正に運営する。
2. 監査日程や株主の議案熟慮期間等を勘案し、適切な開催日時、開催場所等を設定する。
3. 株主が株主総会の議案について十分な検討期間を確保し、全ての株主が適切に議決権を行使できるよう、以下の対応を行う。
  - (1) 株主総会の招集通知は、総会当日の4週間前までに発送するよう努める。
  - (2) 株主総会の招集通知の発送に合わせ、その内容をTDnetやロームのホームページにおいて公表する。
  - (3) 株主総会の招集通知の発送に合わせ、その英訳をロームのホームページにおいて公表する。
  - (4) 議決権電子行使プラットフォームに参加する。
4. 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合は、信託銀行等と協議しつつ適切に対応する。
5. 取締役会は、株主総会において、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、その原因を分析し、株主との対話その他の対応の要否について検討する。

## 第5条（資本政策に関する基本方針）

資本政策（株主資本、株主還元等を含む）に関する基本方針を、次のとおり定める。

### ＜資本政策の基本方針＞

#### 1. 株主資本について

ロームでは、環境変化の激しい半導体・電子部品業界において、国際競争力及び成長力を維持・強化するための投資を適切かつ迅速に行っていくためには、健全かつ強固な財務基盤を維持することが経営上不可欠であると考え。そのために、必要かつ十分な株主資本を留保し、グローバルな開発・生産・販売活動を円滑に推進するための経常支出やタイムリーな設備投資を行うための資金に加えて、今後のグループ構造改革に追加的に必要となるであろう特別費用、緊急事態への準備金及び将来の潜在的M&Aのための資金等の非恒常的費用に備える必要があると考える。

#### 2. 株主還元について

##### (1) 剰余金の配当

ロームでは、業績や財務状況等を総合的に勘案し、安定かつ継続的な配当に努める。

##### (2) 自己株式の取得等

ロームでは、経営環境の変化に機動的に対応し、株主価値の向上に資する財務政策の実行のために、自己株式の取得を取締役会決議事項とする。なお、保有する自己株式の上限を発行済株式総数の5%を目安とし、これを超える部分については原則として每期消却することとする。

#### 3. ROEについて

ロームでは、自己資本利益率（ROE）を重要な経営指標として捉え、これを意識した経営を行う。

## 第6条（株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針）

1. 取締役会において、上場株式の政策保有に関する基本方針及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針を、次のとおり定める。

### ＜上場株式の政策保有に関する基本方針＞

ロームでは、取引先との強固な信頼関係を構築・維持していくために、一定の範囲で株式の政策保有を行うことが当社の業績を安定的に成長させるために有効な施策であると考えている。この視点から、取引先の株式を保有することで取引が円滑に進む場合に、当該取引先の株式を保有することを認めるものとする。

### ＜政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針＞

ロームでは、剰余金処分の議案については、肯定的に判断する。その他の議案については、重大な法令違反及びロームとの取引関係に悪影響を及ぼす場合は、賛否の判断にあたり説明を求める場合がある。

2. 毎年、主要な政策保有株式のリターンとリスク等を踏まえ、取締役会において、中長期的な経済合理性や将来の見通し、保有のねらい・合理性を検証する。

## 第7条（関連当事者間の取引）

1. 株主の利益を保護するため、取締役、従業員等のローム関係者がその立場を利用して、ロームや株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努める。
2. 役員や主要株主等と取引を行う場合、社内規定に基づき、取締役会等の適切な承認手続きを行う。

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### 第8条（行動規範の策定・実践）

1. 「企業目的」「経営基本方針」（別紙1）などの目的・方針を実践し、世界中のステークホルダーから信頼される企業となるため、取締役会において、役員及び従業員等が遵守すべき行動規範として「ロームグループ行動指針」を定め、これを開示する。
2. 取締役会は、前項に定める「ロームグループ行動指針」が国内外の事業活動において遵守されるように努める。

### 第9条（社会・環境問題への対処）

1. 「ロームグループ CSR 基本方針」を定め、常に地球環境保全に配慮し、社会の持続的な発展、人類の健康的な存続と企業の恒久的な繁栄に貢献する。
2. 性別・国籍等にかかわらず、多様な人材を積極的に採用、育成、登用する。

### 第10条（内部通報制度）

1. 海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）を展開し、その運用状況を取締役に報告する。
2. 通報者の秘匿と通報者が通報することにより不利益な取扱いを受けない体制を整え、その旨を社内規定に明記する。



## 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

### 第11条（情報開示と透明性）

1. 情報開示に関して「ディスクロージャーポリシー」を定め、財務情報、非財務情報及び経営に関するその他の重要な情報を適時適切に開示する。
2. 実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、本ポリシー等において以下の事項を開示する。
  - (1) 経営戦略、経営計画
  - (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
  - (3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
  - (4) 取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続
  - (5) 取締役・監査役候補者の指名を行う際の個々の指名理由

## 第4章 取締役会等の責務

### 第12条（取締役会の役割・責務）

1. 取締役会は、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、会社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責務を負う。
2. 取締役会は、前項の責務を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営陣の指名、報酬の決定並びに重要な業務執行の決定等を通じて、適切な意思決定を行う。
3. 取締役会規則において取締役会決議事項を定めるとともに、社内規定において各取締役に委任する事項を明確にする。
4. 取締役会は、中長期的に進むべき方向性を反映した事業戦略として、社長方針を策定する。
5. 取締役会及び取締役は、中期経営計画を策定し、毎年内容を見直し、その実現に向けて最善の努力を行う。
6. 取締役社長は、「企業目的」「経営基本方針」（別紙1）などの目的・方針や具体的な経営戦略を踏まえ、自らの後継者を育成し、取締役会はこれを監督する。

### 第13条（取締役会の構成）

1. 取締役は、機動的な意思決定を実現するため10名以内とし、そのうち少なくとも2名は、客観的な経営の監督の実効性を確保するため、業務の執行に携わらない独立社外取締役とする。
2. 取締役会は、独立社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という）の独立性に関する基準を定める。

## 第 14 条（取締役及び監査役の役割・責務）

1. 取締役は、取締役会のメンバーとして、株主から負託を受けた責任を重んじ、その信任に応えるべく、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、企業価値及び株主共同の利益の中長期的な増大に向けて行動する。
2. 独立社外取締役は、経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点から助言・監督を行う。
3. 監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行う。
4. 社外役員は、定期的に、社外役員による会合を開催し、事業及びコーポレートガバナンスに関する事項等について、相互に情報交換や意見交換を行う。

## 第 15 条（取締役の報酬）

1. 取締役に対する報酬及び賞与（以下、「報酬等」という）について役員報酬規則を定め、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする取締役報酬協議会を設置し、取締役の報酬体系及びこれに基づく各取締役の報酬の協議を行う。
2. 取締役の報酬等は、その経営責任を明確にし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、連結経常利益を指標とする業績達成度によって変動する業績連動報酬と、定額である固定報酬から構成する。
3. 独立社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場での監督機能を担う観点から、固定報酬のみとする。

## 第16条（取締役・監査役の資格及び指名手続）

1. 取締役会及び監査役会の構成の多様性に配慮しつつ、取締役及び監査役の選考基準を定める。
2. 新任取締役の候補者は、前項を踏まえ、過半数を独立社外取締役が加わった協議を経たうえで、取締役会において決定される。
3. 新任監査役の候補者は、第1項を踏まえ、過半数を独立社外取締役が加わった協議並びに監査役会の同意を経たうえで、取締役会において決定される。

## 第17条（兼職）

取締役及び監査役は、職務を遂行するにあたり、十分な時間を確保するとともに、他の上場会社の役員を兼職する場合、その兼職の状況を開示する。

## 第18条（取締役会の実効性）

1. 取締役会の開催スケジュールは、前事業年度末までに翌事業年度の議案と日程を調整して決定する。
2. 取締役会議長は、取締役社長とする。取締役会議長は、議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。
3. 社外取締役及び監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができ、更に必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができる。
4. 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する。

## 第 19 条（取締役及び監査役のトレーニング）

1. 新任取締役（社外取締役を含む）は、弁護士による研修プログラムに参加するとともに、経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき取締役社長又はその指名する者から説明を受ける。
2. 取締役及び監査役は、「教育訓練基本目標」に基づき、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。

## 第5章 株主との対話

### 第20条（株主との対話）

1. 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主との間で建設的な対話に努める。
2. 株主からの対話（面談）の申し込みに対し、合理的な範囲で、経営陣幹部、取締役又はIR担当部門が適切に対応する。
3. 株主との建設的な対話を促進するため、以下の対応を行う。
  - (1) 建設的な対話を実現するよう担当取締役を指定する。
  - (2) 株主との対話に対応するためIR担当部門を設置し、総務、経理等の関連部門と連携する。
  - (3) 決算説明会、個人投資家向け説明会、海外投資家向けIRツアー等を行い、業績動向、事業戦略等の説明を行う。
  - (4) 対話で得られた株主からの情報、意見について、経営陣幹部や取締役会に対して定期的に報告を行う。
  - (5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する社内規定を定める。

## **第6章 その他**

### **第21条（改正）**

本ポリシーの改正は、取締役会の決議による。

## **附則**

### **第1条**

本ポリシーは、2015年11月5日から実施する。

2015年11月5日制定

以上

### ＜企業目的＞

われわれは、つねに品質を第一とする。  
いかなる困難があろうとも、  
良い商品を国の内外へ永続かつ大量に供給し、  
文化の進歩向上に貢献することを目的とする。

### ＜経営基本方針＞

社内一体となって、品質保証活動の徹底化を図り、  
適正な利潤を確保する。

世界をリードする商品をつくるために、あらゆる  
部門の固有技術を高め、もって企業の発展を期する。

健全かつ安定な生活を確保し、豊かな人間性と知性  
をみがき、もって社会に貢献する。

広く有能なる人材を求め、育成し、企業の恒久的な  
繁栄の礎とする。